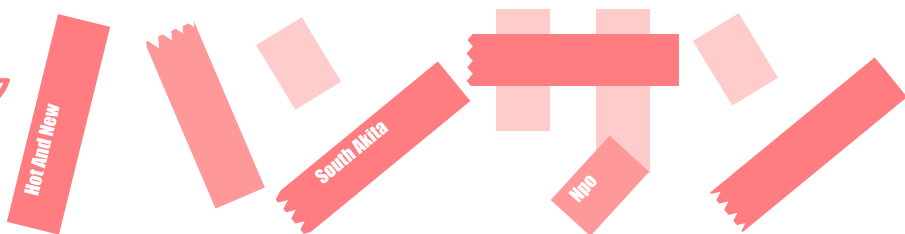


県南のNPOを情報でつなく、ささえる。

# 秋田県ボランティア NPO 活動ニュース

「県南版」



# 5

May 2022  
Vol.167

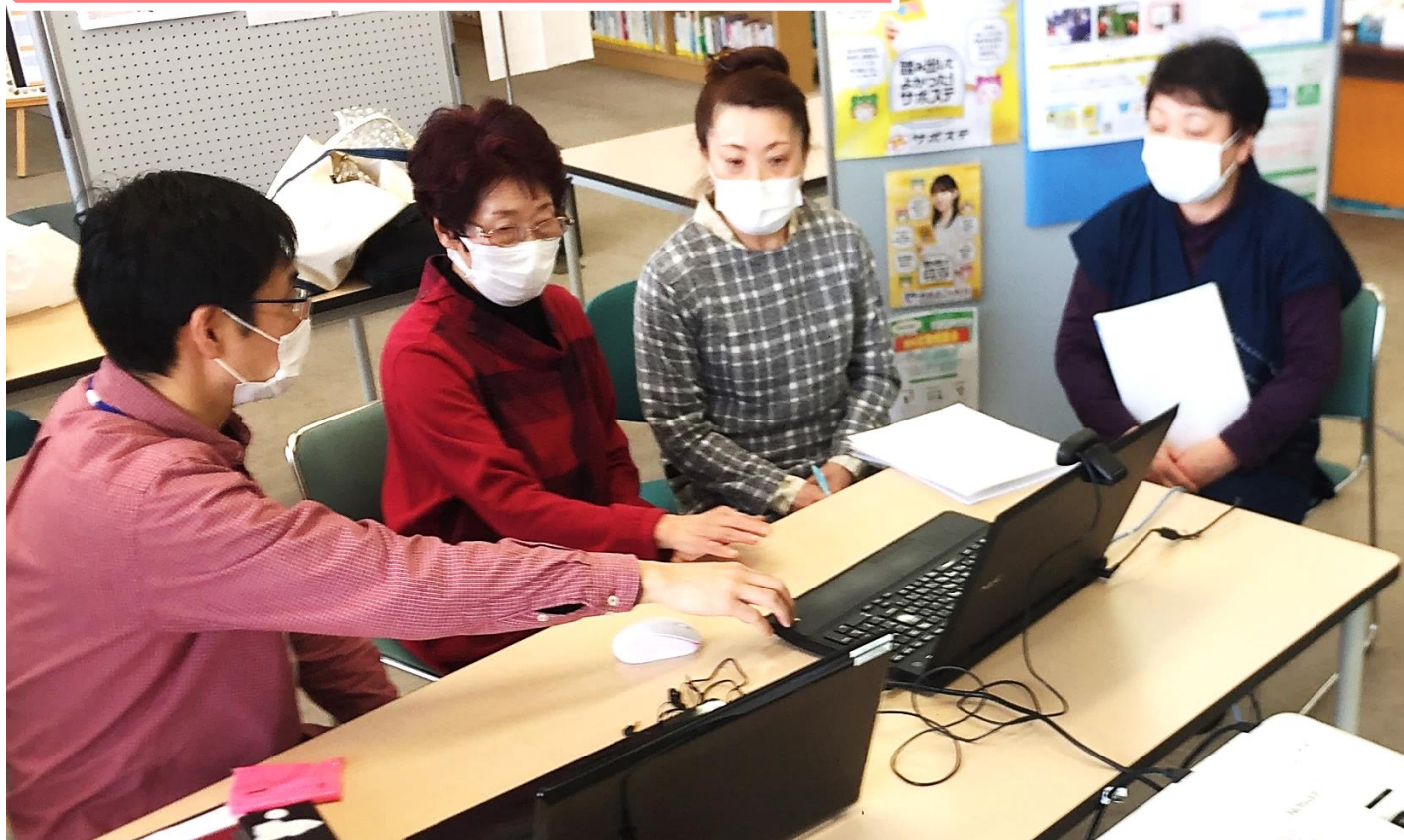
《今月のハンサン》

P2……秋田県からごあいさつ

P3……市民活動担当窓口〈県南地区〉のご案内

P4……4月1日より、ハラスメント防止が義務付けられました

## 市民活動における オンライン活動、ご相談ください



新型コロナウイルスの登場以来、「3密」を避ける必要がある等、私たちボランティア・市民活動団体にとって、対応が難しい状況が生まれています。ところが、そこで立ち止まらないのもまた、私たち市民活動団体です。対策をしながら対面での活動を続ける方のほか、オンラインを活用した活動を模索している方も多くいます。

南部市民活動サポートセンターでは、オンラインツールの利用方法をレクチャーしたり、慣れないうちはその活動を支援したりする等の応援を行っています。「オンライン会議を始めたい」「オンラインイベントを開催したい」「機材やソフトの操作などを教えてほしい」等、ご相談をお待ちしております。

サポセンが併設されている、南部ハーモニープラザもオンラインでの活動ができるネット環境やスペースがあります。ぜひご利用ください。



# 秋田県からごあいさつ

秋田県あきた未来創造部 地域づくり推進課長  
小原 友明

新年度を迎え、皆様の地域協働の推進に対するご支援、ご協力につきまして心から感謝を申し上げます。

さて、全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、社会経済の構造状況を変え、人々のライフスタイルや働き方など、個人の価値観にも大きな影響を与えております。

県では、こうした時代の潮流を的確に捉え、アフターコロナや、さらにその先の将来を見据えた施策を積極果敢にチャレンジすることにより、女性や若者をはじめ、全ての県民が「秋田の魅力」を実感できるよう、今年4月から「新秋田元気創造プラン」をスタートさせております。

施策の推進に当たり、地域づくりの分野においては、市民活動団体などの基盤強化への支援はもとより、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組への支援とともに、情報発信の強化によるNPO・ボランティア活動への理解や参加の促進に取り組むこととしていきます。

今年度も引き続き、県北・県央の市民活動サポートセンターとも連携し、市民活動の促進に全力で取り組んでまいりますので、NPOやボランティアに関わる皆様におかれましても、コロナ禍で様々な活動が制限される中、人と人とのつながりを途切れさせることなく、県民主体の地域づくりに存分に力を発揮していただくようお願い申し上げます。



## 【秋田県 市民活動担当部署】

地域づくり推進課 地域協働推進班

住所 秋田市山王四丁目 1-1

TEL 018-860-1245

前列左より

門脇 薫 小原 友明 豊嶋智香子

後列左より

安藤 仁平 小関 亜美 佐藤 大輝  
(敬称略)

## 【秋田県各地域振興局 市民活動窓口担当者】

### ・仙北地域振興局 地域企画課

住所 大仙市大曲上栄町 13-63

TEL 0187-63-5114 担当 今野 巧也

### ・平鹿地域振興局 地域企画課

住所 横手市旭川一丁目 3-41

TEL 0182-32-0594 担当 佐藤 駿介

### ・雄勝地域振興局 地域企画課

住所 湯沢市千石町二丁目 1-10

TEL 0183-73-8191 担当 菅 健太郎

## 市民活動担当窓口のご案内 (県)

### 【秋田県設置の市民活動サポートセンター】

#### ・北部市民活動サポートセンター

住所 大館市字馬喰町 48-1

TEL 0186-49-8553

運営:NPO 法人秋田県北 NPO 支援センター

#### ・あきた中央市民活動サポートセンター

住所 秋田市上北手荒巻字堺切 24-2

TEL 018-829-5801

運営:NPO 法人あきたパートナーシップ



# 南部市民活動サポートセンターのご案内

住所 横手市神明町 1-9(南部男女共同参画センター併設) TEL 0182-33-7002  
相談等受付:午前9時から午後5時まで(木曜、日曜、祝日 及び 年末年始(12/29~1/3)を除く)

## こんなご相談を承ります

- ❁ 市民活動(ボランティア・NPO)を始める方法を知りたい
- ❁ 活動の進め方について悩んでいる
- ❁ 団体運営の方法について悩んでいる
- ❁ 助成金情報を知りたい、申請したい
- ❁ 効果的な情報発信の方法を知りたい
- ❁ どんな市民活動団体があるか知りたい
- ❁ 団体・企業・学校・行政等と協働したい

## 市民活動をされるみなさまを 応援します

地域のために  
自分の想いを形にしたい  
と考えている市民を  
応援するセンターです。  
お待ちしております。  
理事・相談員  
高城憲子

あなたが  
地域のためにしたいこと。  
カタチにするための  
サポートをしていきます。  
相談員 今 拓也

地域でがんばる  
市民の取組を紹介し、  
活動の波及と活性化や  
住みよい地域づくりに  
取り組んでいきます。  
センター長 八嶋英樹

団体運営や  
活動のヒントになる  
情報を届けること、  
活動を始めたい方の  
きっかけを作ることに  
取り組んでいきます。  
センター次長 奥ちひろ

活動に行き詰まりを  
感じている皆さん、  
苦手な分野に関して  
得意な方と連携・協働する  
方法もありますよ。  
理事・協働推進担当  
高橋 茂



## 市民活動担当窓口のご案内 (市町村)

- ・横手市 地域づくり支援課 地域調整係  
住所 横手市条里一丁目 1-64  
TEL 0182-35-2266 担当 加藤 勇幸
- ・湯沢市 まちづくり協働課 まちづくり班  
住所 湯沢市佐竹町 1-1  
TEL 0183-55-8249 担当 藤原 崇一たかかず
- ・羽後町 みらい産業交流課 観光交流班  
住所 羽後町西馬音内字中野 177  
TEL 0183-62-2111 担当 黒澤 秋穂
- ・東成瀬村 企画課  
住所 東成瀬村田子内字仙人下 30-1  
TEL 0182-47-3402 担当 篠木 宇之たかゆき

- ・大仙市 総合政策課 担当 小笠原 潤  
地域活動応援課 担当 佐藤 洋平  
住所 大仙市大曲花園町 1-1  
TEL 0187-63-1111
- ・仙北市 企画政策課  
住所 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30  
TEL 0187-43-1112 担当 浦山 大空とまたか
- ・美郷町 企画財政課 企画財政班  
住所 美郷町土崎上野乙 170-10  
TEL 0187-84-4901 担当 武藤 弥生
- ・美郷町住民活動センター  
美郷町畑屋字街道東 144  
TEL 0187-84-4922(月曜休館)  
運営:NPO 法人みさぼーと

## 市民活動団体も対応していきましょう 4月1日より、ハラスメント防止が義務付けられました

私たちの地域には、ミッションやビジョンを掲げ、地道ながらも素晴らしい活動をしている市民活動団体がたくさんあります。ところが、がんばりすぎて、ふと気が付けば一緒に活動する仲間を大切にできていなかった…という経験はないでしょうか。

この4月から「労働施策総合推進法」が全事業者に適用され、従業員を雇用している団体はパワーハラスメント対策を行うことが義務付けられました。一方、ハラスメントは人間関係の中で起こる問題ですので、雇用関係の有無に関わりなく起こることがあります。「ボランティアだから」「嫌なら辞めることもできるから」と言って放置しては、団体や活動そのものの継続が難しくなるリスクがあります。地域にとって信頼性の高い組織になるために、取り組んでいきましょう。(奥ちひろ)

### ■ ハラスメントとは

ハラスメントは「嫌がらせ」という意味で、組織においては性的な発言や行動による「セクシャルハラスメント」、職場での地位や人間関係等の優位性による「パワーハラスメント」のほか、出産・育児・介護に関わるハラスメントなどが問題となっています。いずれも、個人の人格を否定し尊厳を傷つける許されない行為です。

ところが、加害者はハラスメントの自覚がないまま、結果的にそうした言動をしてしまっていることも多くあります。例えば、みなさんは地域に対する熱い想いや願いを持っているはずですが、それなのに、一部の会員による否定的・非協力的な言動があったとしたら、活動を推進する責任者は説得を試みることもあるでしょう。そのときに使用する言葉の選び方や口調、状況を間違えると、ハラスメントだと指摘されてしまうことがあるかもしれません。市民活動団体は会員やボランティア、受益者との距離が近い分、人間関係の問題も発生しやすいかもしれません。活動に関わってくれた方が尊厳を傷つけられたと感じることのないよう、配慮したいものです。

### ■ 事業者の4つの義務

#### 1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

就業規則等の組織内規定に、ハラスメントに対する方針や加害

害者への処遇等を明文化する／ハラスメントは許されない行為であること、団体の対応方針や加害者への処遇、相談ルートを代表者が発信／研修を通じて役員・会員の理解を深めてもらう\*1

#### 2. 相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備

相談窓口を定め、役員・会員に周知する／相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるように教育する／弁護士、社労士等の専門家にも相談できるよう関係性を構築する

#### 3. 事後の迅速かつ適切な対応

ハラスメント相談があったら、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実確認ができた場合にはすみやかに被害者に対する配慮のための措置および再発防止策を適正に講じる

#### 4. プライバシー保護、パワハラを理由とする不利益取り扱いの禁止

相談者・行為者等のプライバシー保護のための措置を講じ、その旨を団体内に周知する／相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益な扱いをされない旨を定め、団体内に周知する

#### ハラスメント防止基礎研修を開催します (\*1)

6月14日(火) 15~16時、南部ハーモニープラザ またはオンラインにて開催します。役員・会員向けの研修としてもご活用ください。詳細は、QRコードよりご確認頂くか、サポセン(電話0182-33-7002)までお問合せください。



秋田県ボランティア・NPO活動ニュース県南版

## ハンサン

2022年5月17日発行  
5月号 VOL.167

発行：秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター  
(南部市民活動サポートセンター)  
〒013-0046 横手市神明町1-9  
TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月~土曜日 9:00~17:00  
【休館日】木曜日・年末年始(12/29~1/3)  
〒013-0046 横手市神明1-9  
TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038  
E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp  
http://www.akita-kenmin.jp/



サポセンブログ  
QRコード

編集スタッフの  
つぶやき VOL.01

市民活動サポートセンター長  
八嶋 英樹

新緑の季節となりました。今年の連休は新型コロナウイルス感染防止による移動規制もなく、これまでの日常が少しずつではありますが戻りつつあるように感じられ、嬉しく思います。今年度は秋田魁新報でNPOなどの市民活動紹介コーナーとして月一で北部・中央・南部の3センターが持ち回りで記事を書かせていただくことになりました。併せてハンサンでの情報発信も継続します。これからも皆様の身近にあるサポセンとしてお力になれるようスタッフ一同頑張っております。